

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町3番19号

富士製薬工業株式会社

代表取締役社長 今 井 博 文

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年12月17日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町五丁目1番地 弘済会館4階「椿の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第45期（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）事業報告の内容並びに計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujipharma.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年10月1日から  
平成21年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国でのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による世界不況の影響を受け、急激な輸出の減少や円高の進行などにより企業収益が低迷し、それに伴い雇用情勢も急速に悪化するなどの厳しい状況が続きました。4月以降、株式市場の持ち直しがみられ不況深化に下げ止まりがみられつつあるものの、製造業の生産高は依然として前年水準を下回るなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

医療用医薬品業界におきましては、平成20年4月に実施された「処方せん様式の再変更」並びにDPC（入院医療包括評価）対象病院の拡大など順調にジェネリック医薬品使用促進のための環境が整いつつありますが、一方で先発薬メーカー等によるジェネリック医薬品市場参入が活発化するなど、企業間競争がますます厳しくなっております。

このような状況のもと、当社は、重点領域である産婦人科領域において、不妊症治療薬等の主力製品のシェア拡大を図るとともに、新薬「ルナベル®配合錠」（子宮内膜症に伴う月経困難症治療剤）の販売に努めてまいりました。また、DPC対象病院に向けては、基幹病院担当チームを中心として、新規開拓並びに取引拡大のための積極的な営業活動を展開してまいりました。

また、生産体制につきましては、錠剤製造棟の能力増強工事を行うなど、今後予定しております特徴のある製品の製造並びに需要増加に備えるとともに、注射剤の新製造棟の建設に向けて準備を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は171億9千8百万円（前事業年度比15.1%増）、営業利益は24億6千2百万円（同19.2%増）、経常利益は24億7千7百万円（同18.7%増）、当期純利益は15億2千5百万円（同21.9%増）となりました。

売上高の内訳といたしましては、主力の診断用薬が69億8千3百万円（前事業年度比20.3%増）、次いでホルモン剤が48億1千5百万円（同21.2%増）と増加したほか、後記の製品群別売上高表のとおりであります。

## 医薬品の製品群別売上高

(単位：百万円)

| 区 分                   | 前事業年度<br>(平成20年9月期) |        | 当事業年度<br>(平成21年9月期) |        |
|-----------------------|---------------------|--------|---------------------|--------|
|                       | 金 額                 | 構 成 比  | 金 額                 | 構 成 比  |
| 診 断 用 薬               | 5,803               | 38.9%  | 6,983               | 40.6%  |
| ホ ル モ ン 剤             | 3,973               | 26.6%  | 4,815               | 28.0%  |
| 循 環 器 官 用 薬           | 1,231               | 8.2%   | 1,161               | 6.8%   |
| 体 外 診 断 用 医 薬 品       | 873                 | 5.9%   | 1,124               | 6.5%   |
| 抗 生 物 質 及 び 化 学 療 法 剤 | 634                 | 4.2%   | 646                 | 3.8%   |
| 外 皮 用 薬               | 329                 | 2.2%   | 288                 | 1.7%   |
| 泌 尿 ・ 生 殖 器 官 系 用 薬   | 332                 | 2.2%   | 364                 | 2.1%   |
| そ の 他                 | 1,758               | 11.8%  | 1,814               | 10.5%  |
| 合 計                   | 14,937              | 100.0% | 17,198              | 100.0% |

### ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の設備投資の総額は13億7千2百万円で、その主なものは、錠剤製造棟の能力増強工事の4億6千7百万円、注射剤の新製造ラインの建設仮勘定3億5千万円などであります。

### ③ 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金でまかなっております。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                    | 第 42 期<br>(平成18年9月期) | 第 43 期<br>(平成19年9月期) | 第 44 期<br>(平成20年9月期) | 第 45 期<br>(当事業年度)<br>(平成21年9月期) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)            | 11,240               | 13,250               | 14,937               | 17,198                          |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 1,556                | 2,129                | 2,086                | 2,477                           |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 915                  | 1,193                | 1,251                | 1,525                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 73.78                | 92.74                | 97.26                | 118.57                          |
| 総 資 産 (百万円)            | 16,989               | 19,211               | 20,355               | 22,862                          |
| 純 資 産 (百万円)            | 13,013               | 14,008               | 14,971               | 16,221                          |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 1,011.12             | 1,088.48             | 1,163.31             | 1,260.42                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

国民医療費抑制の重要施策として、「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」と厚生労働省が数値目標を設定するなど、これまで数々のジェネリック医薬品の普及拡大策が実施され、近年ジェネリック医薬品市場が順調に拡大してまいりました。

一方で、平成19年10月に制定された「後発医薬品の安全使用促進アクションプログラム」に伴い、品質保証の確保や安定供給体制の整備、情報提供の充実が今まで以上に求められるようになり、ジェネリック医薬品に対する信頼性の向上に向けた取り組みの強化が必要となってきました。また、国内新薬メーカーや外資製薬企業のジェネリック医薬品市場への参入により、競争の激化が進んでおり、外部環境に左右されない独自の強みを持った企業基盤の構築が急務と考えております。

こうした環境のもと、当社といたしましては、新中期経営計画を早期に実現するべく、以下の課題に重点的に取り組みます。

- ① 国内外他社との戦略的提携によるパイプラインの充実
- ② 急性期医療分野における戦略品の早期具体化
- ③ 産婦人科ホルモン療法のサポートの充実
- ④ 品質の更なる向上と需要拡大及び安定供給に対応する生産体制の拡充
- ⑤ 高活性医薬品工場の早期立ち上げと安定稼働
- ⑥ 経営管理体制の強化（内部統制システムの強化、コンプライアンスの徹底、リスク管理体制の確立）
- ⑦ 会社経営、新規事業立ち上げのための人材育成

#### (5) 主要な事業内容（平成21年9月30日現在）

当社は、医療用医薬品の開発・製造及び販売を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年9月30日現在）

| 名 称       | 所 在 地         |
|-----------|---------------|
| 本 社       | 東 京 都 千 代 田 区 |
| 工 場       | 富 山 県 富 山 市   |
| 札 幌 支 店   | 札 幌 市 白 石 区   |
| 仙 台 支 店   | 仙 台 市 宮 城 野 区 |
| 東 京 支 店   | 東 京 都 千 代 田 区 |
| 富 山 支 店   | 富 山 県 富 山 市   |
| 名 古 屋 支 店 | 名 古 屋 市 名 東 区 |
| 大 阪 支 店   | 大 阪 府 吹 田 市   |
| 福 岡 支 店   | 福 岡 市 早 良 区   |

(7) 従業員の状況（平成21年9月30日現在）

| 区 分         | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|---------|-----------|---------|--------|
| 男 性         | 244名    | 10名 増     | 39.2歳   | 10.9年  |
| 女 性         | 213     | 13 増      | 36.0    | 8.2    |
| 合 計 又 は 平 均 | 457     | 23 増      | 37.7    | 9.6    |

(注) 従業員数には、有期契約社員6名及び嘱託10名を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

平成21年2月にテルモ株式会社との業務提携に向けた協議を進めることに合意いたしました。これに伴い、テルモ株式会社は当社の発行済株式の5%を取得しております。

## 2. 株式の状況（平成21年9月30日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 28,220,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 12,870,000株 |
| (3) 株主数        | 2,008名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                                                           | 当社への出資状況   |         |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
|                                                                                 | 持 株 数      | 出 資 比 率 |
| 今 井 博 文                                                                         | 2,025,000株 | 15.73%  |
| 三 井 物 産 株 式 会 社                                                                 | 1,930,600  | 15.00   |
| 有 限 会 社 F J プ ラ ン ニ ン グ                                                         | 1,925,000  | 14.96   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                       | 710,200    | 5.52    |
| テ ル モ 株 式 会 社                                                                   | 643,500    | 5.00    |
| 今 井 道 子                                                                         | 639,000    | 4.97    |
| 新 井 規 子                                                                         | 620,000    | 4.82    |
| BBH BOSTON-HEARTLAND VALUE FUND, INC.                                           | 455,300    | 3.54    |
| RBC DEXIA INVESTOR SERVICES TRUST,<br>L O N D O N - C L I E N T S A C C O U N T | 195,500    | 1.52    |
| 富 士 製 薬 工 業 従 業 員 持 株 会                                                         | 195,290    | 1.52    |

(注) 出資比率は自己株式（10株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成21年9月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                               |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 今 井 博 文 |                                                                                            |
| 常務取締役     | 下 堀 穂 積 | 執行役員 マーケティング部担当                                                                            |
| 常務取締役     | 広 見 覚   | 執行役員 富山工場・研究開発部担当                                                                          |
| 取 締 役     | 上 出 豊 幸 | 執行役員 管理部マネージャー                                                                             |
| 取 締 役     | 小 沢 伊 弘 | 株式会社アイバック代表取締役社長                                                                           |
| 取 締 役     | 内 田 正 行 | ミヤリサン製菓株式会社代表取締役社長                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 中 村 稔   |                                                                                            |
| 監 査 役     | 三 村 藤 明 | ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法<br>事務所弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律<br>事務所 (外国法共同事業) 弁護士<br>富士エレクトロニクス株式会社社外監査<br>役 |
| 監 査 役     | 佐 藤 明   | 株式会社バリュークリエイト代表取締役                                                                         |

- (注) 1. 取締役小沢伊弘氏及び内田正行氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役の3氏は、いずれも社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役中村 稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分               | 支給人員      | 支給額                 |
|-------------------|-----------|---------------------|
| 取 (う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(2) | 50,399千円<br>(7,200) |
| 監 (う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 20,818<br>(20,818)  |
| 合 (う ち 社 外 役 員) 計 | 9<br>(5)  | 71,217<br>(28,018)  |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額 (賞与を含む) を以下のように支給しております。  
 使用人兼務取締役 3名 29,839千円  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成4年12月24日開催の第28期定時株主総会において年額1億円以内 (但し、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成5年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。



4. 上記の支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支払いに対する引当金繰入額14,100千円（取締役6名に対し9,315千円（うち社外取締役2名1,656千円）、監査役3名に対し4,785千円（うち社外監査役3名に対し4,785千円））が含まれております。
5. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。
6. 平成19年12月20日開催の第43期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役5名に対し60,862千円（うち社外取締役2名に対し9,004千円）、監査役3名に対し5,889千円（うち社外監査役3名に対し5,889千円）あります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小沢伊弘氏は、株式会社アイバックの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社アイバックとの間に重要な取引関係はありません。
- ・ 取締役内田正行氏は、ミヤリサン製薬株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はミヤリサン製薬株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役三村藤明氏は、ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所坂井・三村・相澤法律事務所の弁護士であります。また、同氏は、富士エレクトロニクス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社はビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所坂井・三村・相澤法律事務所及び富士エレクトロニクス株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役佐藤明氏は、株式会社バリュークリエートの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社バリュークリエートとの間に重要な取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|            |         | 活 動 状 況                                                                                  |
|------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役        | 小 沢 伊 弘 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。豊富な経営経験及び客観的な立場から適宜発言を行っております。                         |
| 取締役        | 内 田 正 行 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。医薬品業界における豊富な経験に基づき適宜発言を行っております。                        |
| 常 勤<br>監査役 | 中 村 稔   | 当事業年度に開催された取締役会12回のうちすべてに、監査役会11回のうちすべてに出席いたしました。また、社内の重要な会議への出席と発言、内部監査への立ち合い等を行っております。 |

|          | 活 動 状 況                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 三村藤明 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、監査役会11回のうち7回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。              |
| 監査役 佐藤明  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に、監査役会11回のうちすべてに出席いたしました。証券アナリストの経験に基づき、企業価値創造の観点から適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小沢伊弘氏、内田正行氏並びに社外監査役三村藤明氏、佐藤明氏は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                          | 支 払 額    |
|--------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額  | 24,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任又は不再任とします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者として、基本的に高い倫理観をもって行動しなければならないとの認識のもと、「コンプライアンスに関する行動規範」及び「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス委員会が中心となって間断なく全従業員へのコンプライアンス意識の啓蒙、浸透を図っております。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、社長に報告し、また、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、内部通報制度を利用して通報・相談することができ、これらの報告・通報に基づき必要な対応をします。なお、従業員の法令違反行為については、就業規則に定める賞罰委員会に諮り処分を行います。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や「職務分掌及び権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、関連資料を含めて、「文書取扱規程」に定められた期間保存しております。また、必要に応じて閲覧、謄写が可能な条件下で管理しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「全社リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会においてリスク評価を実施し、全社的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握にあたります。また、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告します。

不測の事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう対応します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
以下の項目の実施により、取締役の職務執行の効率化を図ります。
- ・ 取締役と従業員が共有する目標を定め、全社にその浸透を図るとともに、目標達成に向けて「中期経営計画」を策定する。
  - ・ 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期の業績目標と予算を設定する。
  - ・ 各事業部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策を決定する。
  - ・ 月次の業績は、管理会計データとして管理部から取締役会に報告する。
  - ・ 取締役会は、定期的に前記の報告を受けて、目標未達があれば担当取締役にその要因と改善策を報告させ、目標達成の確度を高める。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助するスタッフはいませんが、必要に応じて監査役付スタッフを置くこととします。また、当該スタッフの任免、評価、異動、懲戒については、取締役と監査役の協議により行います。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況を報告します。

業務執行を担当する取締役及び従業員は全社的に影響を及ぼす重要事項を決定したとき及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

内部監査室は、内部監査の結果を監査役会に報告します。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営執行会議、マネージャー会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役あるいは従業員に説明を求める体制をとっています。

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるほか、定期協議などで相互の連携を図ります。

監査役は、内部監査室との連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を求めます。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を図ることに努めており、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」については特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>15,099,024</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>5,852,351</b>  |
| 現金及び預金                 | 2,161,361         | 支払手形                    | 488,608           |
| 受取手形                   | 746,636           | 買掛金                     | 3,056,271         |
| 売掛金                    | 6,782,207         | 未払金                     | 675,386           |
| 有価証券                   | 706,832           | 未払費用                    | 121,034           |
| 商品及び製品                 | 1,415,259         | 未払法人税等                  | 695,739           |
| 仕掛品                    | 844,773           | 未払消費税等                  | 94,146            |
| 原材料及び貯蔵品               | 1,668,493         | 賞与引当金                   | 651,870           |
| 前渡金                    | 64,017            | 役員賞与引当金                 | 14,100            |
| 前払費用                   | 213,469           | 返品調整引当金                 | 14,374            |
| 繰延税金資産                 | 415,515           | その他の流動負債                | 40,818            |
| 未収入金                   | 70,771            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>789,022</b>    |
| その他の流動資産               | 11,944            | 受入保証金                   | 197,836           |
| 貸倒引当金                  | △ 2,258           | 退職給付引当金                 | 517,749           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>7,763,945</b>  | 長期未払金                   | 73,436            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,930,427</b>  | <b>負 債 合 計</b>          | <b>6,641,373</b>  |
| 建築物                    | 2,695,263         | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 構築物                    | 31,260            | 科 目                     | 金 額               |
| 機械及び装置                 | 937,888           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>16,226,911</b> |
| 車両運搬具                  | 8,950             | 資 本 金                   | 1,616,950         |
| 工具器具備品                 | 147,139           | 資 本 剰 余 金               | 2,841,587         |
| 土地                     | 634,361           | 資 本 準 備 金               | 2,226,020         |
| 建設仮勘定                  | 475,562           | その他資本剰余金                | 615,567           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,323,861</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>11,768,381</b> |
| 商標権                    | 137               | 利 益 準 備 金               | 164,079           |
| 販売権                    | 1,231,543         | その他利益剰余金                | 11,604,302        |
| ソフトウェア                 | 84,203            | 別 途 積 立 金               | 5,000,000         |
| 電話加入権                  | 7,976             | 繰越利益剰余金                 | 6,604,302         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,509,656</b>  | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△ 7</b>        |
| 投資有価証券                 | 138,171           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △ 5,315           |
| 出資金                    | 100               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 5,315           |
| 長期前払費用                 | 438,415           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>16,221,596</b> |
| 繰延税金資産                 | 224,834           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>22,862,969</b> |
| 差入保証金                  | 593,580           |                         |                   |
| 保険積立金                  | 14,554            |                         |                   |
| 長期性預金                  | 100,000           |                         |                   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>22,862,969</b> |                         |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成20年10月1日から  
平成21年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額          |
|-----------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                 |           | 17,198,775 |
| 売 上 原 価               | 9,403,322 |            |
| 売 上 総 利 益             |           | 7,795,453  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 5,333,291 | 14,736,613 |
| 営 業 利 益               |           | 2,462,162  |
| 営 業 外 収 益             |           |            |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金       | 2,441     |            |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 17,355    | 19,796     |
| 営 業 外 費 用             |           |            |
| 支 払 利 息               | 620       |            |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 3,713     | 4,333      |
| 経 常 利 益               |           | 2,477,624  |
| 特 別 利 益               |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 32,721    |            |
| 過 年 度 修 正 益           | 22,386    | 55,107     |
| 特 別 損 失               |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,910     |            |
| た な 卸 資 産 評 価 損       | 54,337    |            |
| そ の 他                 | 7,106     | 63,354     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 2,469,378  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,066,124 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △122,704  | 943,420    |
| 当 期 純 利 益             |           | 1,525,958  |

# 株主資本等変動計算書

(平成20年10月1日から  
平成21年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |          |           |                 |                   |           |            |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------------|-------------------|-----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                   |           |            |
|                         |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金           | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益剰余金合計 |            |
| 平成20年9月30日 残高           | 1,616,950 | 2,226,020 | 615,567  | 2,841,587 | 164,079         | 5,000,000         | 5,348,613 | 10,512,692 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |          |           |                 |                   |           |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |          |           |                 |                   | △270,269  | △270,269   |
| 当期純利益                   |           |           |          |           |                 |                   | 1,525,958 | 1,525,958  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |          |           |                 |                   |           |            |
| 当事業年度中の変動額合計            | -         | -         | -        | -         | -               | -                 | 1,255,688 | 1,255,688  |
| 平成21年9月30日 残高           | 1,616,950 | 2,226,020 | 615,567  | 2,841,587 | 164,079         | 5,000,000         | 6,604,302 | 11,768,381 |

|                         | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計      |
|-------------------------|---------|------------|------------------|----------------|------------|
|                         | 自己株式    | 株主資本計      | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 平成20年9月30日 残高           | △7      | 14,971,222 | 567              | 567            | 14,971,789 |
| 事業年度中の変動額               |         |            |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |         | △270,269   |                  |                | △270,269   |
| 当期純利益                   |         | 1,525,958  |                  |                | 1,525,958  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |            | △5,882           | △5,882         | △5,882     |
| 当事業年度中の変動額合計            | -       | 1,255,688  | △5,882           | △5,882         | 1,249,806  |
| 平成21年9月30日 残高           | △7      | 16,226,911 | △5,315           | △5,315         | 16,221,596 |



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
(その他有価証券)
  - ・時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ・時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。  
(会計方針の変更)  
当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。  
これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が112,019千円減少し、税引前当期純利益が86,093千円減少しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）を採用しております。  
建物 7年～50年 機械及び装置 8年  
(追加情報)  
当社の機械及び装置については、従来、耐用年数を7年としておりましたが、平成20年度の法人税法改正を契機として見直しを行い、当事業年度より8年に変更しております。  
これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ 30,285千円増加しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
販売権については、5年間の定額法を採用しております。
  - ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  - ④ 長期前払費用 …………… 定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。  
(一般債権)  
貸倒実績率法によっております。  
(貸倒懸念債権及び破産更生債権)  
個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ⑤ 返品調整引当金 …………… 返品による損失に備えるため、返品実績率により、その売買差益見込額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。
- ② 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (6) 会計方針の変更  
(リース取引に関する会計基準)  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。
- (7) 表示方法の変更  
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用されたことに伴い、前事業年度において「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度より「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。  
なお、当事業年度の「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に含まれる「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ315,253千円、1,100,006千円、1,540,515千円、127,977千円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,042,042千円

## 3. 損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 63,433千円  
特別損失 54,337千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 12,870,000株 | 一株         | 一株         | 12,870,000株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 10株        | 一株         | 一株         | 10株        |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成20年12月19日開催の第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 128,699千円
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 平成20年9月30日
- ・効力発生日 平成20年12月22日

ロ. 平成21年3月26日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 141,569千円
- ・1株当たり配当金額 11円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成21年12月18日開催の第45期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 167,309千円
- ・1株当たり配当金額 13円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月21日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 賞与引当金繰入額否認   | 265,311千円 |
| 退職給付引当金繰入額否認 | 210,724千円 |
| 未払事業税等       | 58,167千円  |
| 棚卸資産評価損      | 36,904千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 3,648千円   |
| その他          | 65,594千円  |
| 繰延税金資産 合計    | 640,350千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 40.7% |
| (調整)               |       |
| 試験研究費控除            | △3.9% |
| 住民税均等割             | 0.5%  |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.9%  |
| その他                | 0.0%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 38.2% |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

#### ① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額     | 減価償却累計額相当額  | 期末残高相当額   |
|--------|-------------|-------------|-----------|
| 機械及び装置 | 2,069,108千円 | 1,183,492千円 | 885,615千円 |
| 車両運搬具  | 66,400千円    | 39,117千円    | 27,283千円  |
| 工具器具備品 | 6,771千円     | 4,737千円     | 2,033千円   |
| 合計     | 2,142,280千円 | 1,227,347千円 | 914,932千円 |

#### ② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|     |           |
|-----|-----------|
| 1年内 | 423,087千円 |
| 1年超 | 528,727千円 |
| 合計  | 951,814千円 |

### (2) オペレーティングリース取引

未経過リース料

|     |           |
|-----|-----------|
| 1年内 | 90,792千円  |
| 1年超 | 175,914千円 |
| 合計  | 266,706千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、当社役員との取引が、開示対象から除外されております。

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等（会社等の場合に限る。）等

| 種類       | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地         | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の容<br>内は職業 | 議決権等<br>の(被所有)<br>割合(%) | 関連当事<br>者との関<br>係 | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------|----------------|-------------|----------------------|--------------|-------------------------|-------------------|---------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要<br>株主 | 三井物産㈱          | 東京都<br>千代田区 | 339,626,747          | 総合商社         | (被所有)<br>直接<br>15.0     | 原材料・<br>商品の仕入等    | 原材料・商品<br>の仕入(注1,2) | 2,025,887    | 買掛金 | 711,363      |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 原材料・商品の仕入等の取引条件は、一般の条件と同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,260円42銭  
(2) 1株当たり当期純利益 118円57銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月11日

富士製薬工業株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 舛 川 博 昭 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 村 上 正 俊 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士製薬工業株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年11月13日

富士製薬工業株式会社 監査役会

|              |     |     |   |
|--------------|-----|-----|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 中 村 | 稔   | ㊟ |
| 社外監査役        | 三 村 | 藤 明 | ㊟ |
| 社外監査役        | 佐 藤 | 明   | ㊟ |

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な配当の継続を基本方針としており、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して財務体質の強化に必要な内部留保にも意を用い、第45期の期末配当につきましては、前期末に比べ1株につき3円増配し、13円とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円とさせていただきますと存じます。  
なお、この場合の配当総額は167,309,870円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成21年12月21日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）及び第9条第2項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりましたので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款           | 変 更 案              |
|-------------------|--------------------|
| 第1章 総 則           | 第1章 総 則            |
| 第1条～第5条<br>(条文省略) | 第1条～第5条<br>(現行どおり) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>                                                                                                                                                                                         | <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>第 6 条<br/> <span style="margin-left: 100px;">(条文省略)</span></p>                                                                                                                                                                    | <p>第 6 条<br/> <span style="margin-left: 100px;">(現行どおり)</span></p>                                                                                                                                                 |
| <p>第 7 条 (株券の発行)<br/> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>                                                                                                                                                                                   | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>第 8 条<br/> <span style="margin-left: 100px;">(条文省略)</span></p>                                                                                                                                                                    | <p>第 7 条<br/> <span style="margin-left: 100px;">(現行どおり)</span></p>                                                                                                                                                 |
| <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>第 8 条 (単元株式数)</p>                                                                                                                                                                                               |
| <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p>                                                                                                                                                                                                            | <p style="margin-left: 100px;">(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                         |
| <p><u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                         | <p style="margin-left: 100px;">(削 除)</p>                                                                                                                                                                           |
| <p>第 10 条 (単元未満株式についての権利)<br/>     当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>     (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利<br/>     (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利<br/>     (3) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> | <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利)<br/>     当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br/>     (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利<br/>     (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利<br/>     (3) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第11条<br/>(条文省略)</p> <p>第12条 (株式取扱規程)<br/>当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続きならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条 (基準日)<br/>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第19条<br/>(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第31条<br/>(条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第41条<br/>(条文省略)</p> | <p>第10条<br/>(現行どおり)</p> <p>第11条 (株式取扱規程)<br/>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (基準日)<br/>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条～第18条<br/>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第30条<br/>(現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条<br/>(現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                             | 変 更 案                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 6 章 会計監査人                                                                         | 第 6 章 会計監査人                                                                   |
| 第42条～第44条<br>(条文省略)                                                                 | 第41条～第43条<br>(現行どおり)                                                          |
| 第 7 章 計 算                                                                           | 第 7 章 計 算                                                                     |
| 第45条<br>(条文省略)                                                                      | 第44条<br>(現行どおり)                                                               |
| 第46条 (剰余金の配当)                                                                       | 第45条 (剰余金の配当)                                                                 |
| <p>当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>     | <p>当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>     |
| <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |
| 第47条<br>(条文省略)                                                                      | 第46条<br>(現行どおり)                                                               |
| 付 則                                                                                 | 付 則                                                                           |
| 第 1 条<br>(条文省略)                                                                     | 第 1 条<br>(現行どおり)                                                              |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化をはかるため、1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 今井博文<br>(昭和39年5月13日生) | 昭和62年4月 当社入社<br>平成2年12月 取締役<br>平成10年5月 代表取締役専務<br>平成10年12月 代表取締役社長（現任）                                                                               | 2,025,000株 |
| 2     | 下堀穂積<br>(昭和25年1月5日生)  | 昭和47年4月 当社入社<br>昭和53年10月 東京支店営業課リーダー<br>平成6年10月 札幌支店リーダー<br>平成10年10月 営業部(現マーケティング部)マネージャー<br>平成10年12月 取締役<br>平成19年10月 執行役員（現任）<br>平成20年12月 常務取締役（現任） | 25,000株    |
| 3     | 広見 覚<br>(昭和28年2月10日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成2年10月 富山工場製造グループリーダー<br>平成8年12月 取締役<br>平成9年10月 富山工場マネージャー<br>平成14年10月 富山工場品質グループリーダー<br>平成20年10月 執行役員（現任）<br>平成20年12月 常務取締役（現任）    | 11,200株    |
| 4     | 上出 豊幸<br>(昭和40年3月1日生) | 平成12年4月 当社入社<br>平成12年10月 経営企画室マネージャー<br>平成15年12月 取締役（現任）<br>平成18年10月 管理部マネージャー（現任）<br>平成19年10月 執行役員（現任）                                              | 1,000株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 徳永賢一<br>(昭和28年12月31日生) | 昭和51年4月 三井物産(株)入社<br>平成15年4月 (株)ベータ・ケム 出向<br>事業統括部長<br>平成18年1月 Novus International, Inc. 出向<br>副社長<br>平成20年7月 当社 出向<br>執行役員、事業戦略室マネージャー<br>平成21年12月 当社入社<br>執行役員、事業戦略室マネージャー (現任) | 0株         |
| 6     | 小沢伊弘<br>(昭和24年10月24日生) | 昭和61年6月 (株)アイバック設立<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成5年10月 当社取締役<br>平成6年12月 当社監査役<br>平成15年12月 当社取締役 (現任)                                                                                       | 1,100株     |
| 7     | 内田正行<br>(昭和24年5月1日生)   | 昭和52年10月 藤沢薬品工業(株) (現アステラス製薬(株)) 入社<br>平成13年12月 ミヤリサン(株) (現ミヤリサン製薬(株)) 入社<br>取締役海外事業部長<br>平成15年4月 同社代表取締役社長 (現任)<br>平成15年12月 当社取締役 (現任)                                           | 500株       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小沢伊弘氏及び内田正行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小沢伊弘氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役及び社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって16年となります。また、同氏は当社使用人の三親等以内の親族であります。
4. 内田正行氏には、医薬品業界における幅広い見識と経営者としての豊富な経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 小沢伊弘、内田正行の両氏とは、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案通り選任された場合、同契約を継続いたします。

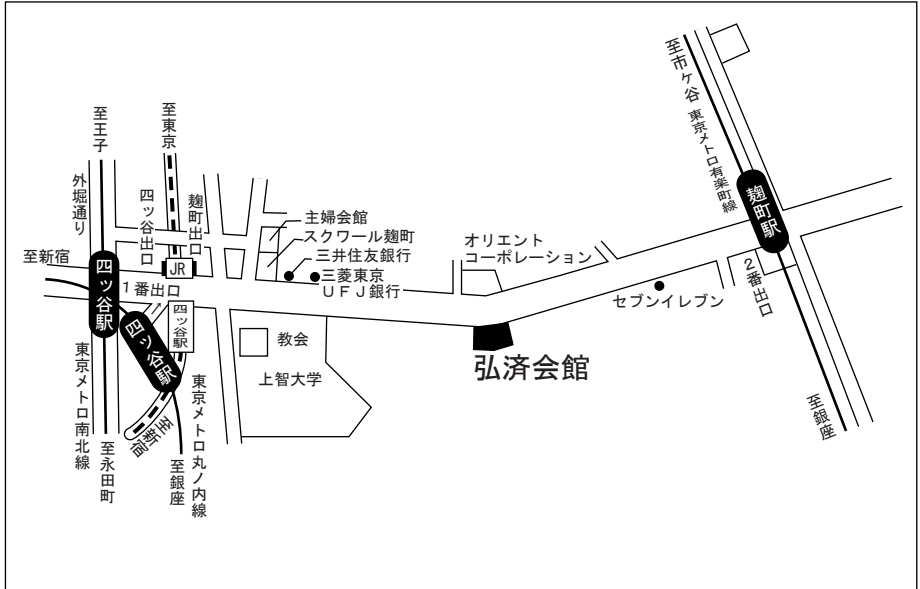
#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額14,100千円（取締役分9,315千円（うち社外取締役分1,656千円）、監査役分4,785千円）を支給することといたしたく存じます。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区麹町五丁目1番地  
弘済会館4階「椿の間」



\*お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします。

最寄駅 JR ・総武線 ————— 四ッ谷駅・麹町出口徒歩5分

・中央線

東京メトロ・丸ノ内線 ————— 四ッ谷駅・共通1番出口徒歩5分

・南北線

・有楽町線 ————— 麹町駅・2番出口徒歩5分